

連載 千座の置き戸 (ちくらのおきど)

第二百七十九回 清水澄博士のこと その二

南出喜久治 (令和7年11月1日記す)

占領憲法をマッカーサー・コンスティチューションに過ぎないとして終始一貫して占領憲法無効論を主張されてゐるジョージ・L・ウエスト博士が平成六年に来日された際、私はウエスト博士と接する機会があつた。ウエスト博士は、神道研究者としても著名であり、我が国の國體や伝統に関する造詣には頗る深く、天皇陛下にお仕へしたい、と自己の真意を表明されてゐる方でもある。もちろん、弁護士でもあるウエスト博士は、『憲法改悪の強要』(嵯峨野書院)など多くの著作もあり、占領憲法に関する研究もされてをり、光栄なことに、私が『日本国家構造論—自立再生への道—』(政界出版社)を上梓して占領憲法無効論を主張してゐることを知つておられた。そして、来日の目的は、ご神意に基づき占領憲法無効論を日本において定着させることであるとされ、清水澄博士のご遺志は弁護士である私に引き継がれてゐるので安心して帰国できると話しておられた。しかし、それまでも、そしてそれから、私は、占領憲法無効宣言運動を展開すべく努力してきたが、未だその成果は充分ではなく、「小生微力ニシテ之ガ對策ナシ」といふ清水澄博士の無念は、それ以上に今私も痛切に感じてゐる。

(中略)

ところで、私の父方の郷里は石川県加賀市であり、その縁もあつて金沢市の石川護国神社に参拝することが多い。そして、その折りには必ずその境内にある清水澄博士顕彰碑の前に佇み、占領憲法無効宣言運動を生涯かけて推進し続けることの決意を新たにす。東京の青山墓地には清水博士のお墓があるが、清水博士を顕彰するものは、今のところ石川護国神社の顕彰碑しかない。投身自決された熱海の錦ヶ浦には顕彰碑など清水澄博士を偲ぶものは全くないのである。

(中略)

このやうに、清水澄博士の投身自決による殉死の意義の重さを思ふとき、今まで余りにもこの事実は無視され続けてきたことに憤りさえ覚えるのである。清水澄博士の学業を最も近い立場で知つてゐるはずの当時の憲法学者の殆どは、これを後世に伝えることすら怠つてゐる。否、むしろ積極的にこの事実を抹殺しやうとしてきたのである。皇運を扶翼すべき憲法学者の変節と保身を一命を賭して諫めやうとされた清水澄博士の殉死は、変節保身の輩にとって自己の立場を維持するに不都合でさへあつたからである。

乃木将軍の殉死はその心を尊ぶ時代のものであつたのに対し、清水澄博士の殉死はそれを疎む世相のものであつたといふ違ひはあるにせよ、明治天皇に殉死した乃木将軍をお祀りする乃木神社が東京と京都に二カ所あるのに、明治天皇の欽定にかかる帝国憲法に殉死

した清水澄博士をお祭りする「清水澄神社」は一つもない。現在において、東京裁判（極東国際軍事裁判）の無効性や近現代史の再評価については少しずつ議論されてはきたが、占領憲法の無効性に関する議論については殆ど議論されてゐない。東京裁判の断行と占領憲法の制定がGHQの占領政策における二大方針であつたにもかかわらず、一方のみを議論して他方を議論しないといふこの不均衡は、未だに我が国が占領政策から完全に脱却できてゐない証左であり、それが「清水澄神社」の不存在に象徴されてゐると自覚すべきである。

東京裁判の無効性はもとより、占領憲法の無効性を主張しない者は、いかなる弁解をしようとも、反日思想に毒されてゐることは明らかである。

今こそ我々日本国民は、我が国の真の独立のために占領憲法無効宣言運動を一丸となつて展開すべき時が来たのではないだろうか。